

平成23年度 第2回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

1 日 時 平成23年11月9日(水)15時~16時33分

2 場 所 さいたま市役所 別館2階 第5委員会室

3 出席者

(1) 委員 伊藤巖 委員 福田博之 委員

大野 誠 委員 星野 勝太郎 委員

岡村 洋子 委員 細川 江利子 委員(職務代理)

 郷野
 和子
 委員
 松永
 功
 委員

 利根
 忠博
 委員(会長)
 門真
 宏治
 委員

(2) 事務局 総務局長 人事部長 給与課長 外4名

(3) 議会局 総務部長 総務部次長兼総務課長 外1名

4 傍聴者 一般傍聴者 1名

5 報告事項 市議会の取り組みについて

6 審議項目 議題1 審議会資料説明について

議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料

の額について

議題3 その他

- 7 議事の経過
 - (1) 審議会の公開及び傍聴許可
 - (2) 報告 市議会の取り組みについて
 - (3) 審議

議題1 審議会資料説明について

議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に

ついて

議題3 その他

(4) 閉会

8 審議内容

- (1) 審議会の公開及び傍聴者1名の傍聴許可
- (2) 報告事項

市議会の取り組みについて

市議会議員の議員報酬に係るこれまでの取り組みについて、配布資料「市議会議員の議員報酬額及び減額措置等の状況」に基づき、総務局長から次のとおり報告を行った。

- ・ 平成16年4月の特別職報酬等審議会からの答申の際に示された附帯 意見を踏まえ、議員報酬を議長10%、副議長7%、議員5%減額する 特例措置を実施した。
- ・ 平成23年2月定例会において、特例減額条例を議員提出により提案、可決し、同年4月から11月まで、議長、副議長、議員それぞれ本則額から約10%の減額を行っている。
- ・ 去る10月3日、議長から市長に対し、「現行の特例減額条例については更に延長すること」並びに「現在、議会改革推進特別委員会において、有識者を交えた議員報酬及び政務調査費等に関する調査機関を議会内に設置するための協議が進められていること」について承知いただきたい旨の申入れがあった。
- ・ 11月までの特例減額条例については、平成23年9月定例会最終日において、期限を来年3月31日まで延長する改正条例を可決したところである。
 - この報告に対し、会長から次のとおり発言があった。
- ・ 当審議会の役割は、従来どおり、特別職の報酬等の額について、社会 経済情勢や他の政令指定都市の状況、あるいは、市職員の給与改定の状 況等を勘案し、今後も審議することとなる。

(3) 審議事項

議題1 審議会資料説明について

事務局より配布資料の説明

- ・ 配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会 < 第2回 資料 > 」 委員の意見・質問及び事務局の説明・回答
- ・ 人事委員会勧告における公民給与の比較において、比較対象となる民間事業所はどのような事業所か。また、その事業所名は公表されているのか。

市内に所在する事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の371事業所を調査対象とし、そのうち100事業所を無作為で抽出しており、公表はされていない。

- ・ 371事業所から100事業所を抽出する方法は。 まず企業の業種と規模により「層化」を行い、その層の中から人事院 が抽出している。
- ・ 民間の平均給与というが、実態と異なるのではないか。 調査の対象には雇用形態や賃金体系の異なる非正規雇用の社員等は含まれていないため、そのように感じられるかもしれない。

・ 比較はさいたま市内の事業所とだけでなく、全国の事業所を対象に行 うべきではないのか。

給与は、地域により物価や民間賃金等に較差があるため、市内の事業 所と比較する現行の方法が最も妥当であるとされている。

- ・ 議員報酬の特例減額措置に対し、当審議会としての対応は。 議員報酬の特例減額措置は、議員が自主的に行っているものである。 当審議会は、減額措置後の額に捉われることなく、あくまでも現行の本 則額が適正なものであるかどうかを審議するものである。
- 議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額につい て

意見聴取

近年の行政を取り巻く厳しい環境等の社会経済情勢や他の政令指定都市 との均衡、あるいは一般職職員の給与改定率の累計の状況等を踏まえ、市 長の給料の額等が適切なものかどうか、委員の意見を聴取。

委員の意見・質問及び事務局の説明・回答

- ・ 議員は年にどのくらい活動しているのか。 定例会が年に4回開催され、昨年は132日間の会期であり、その間 に239件の議案の審議を行った。
- 議員の政務調査費はどのように交付されているのか。また、具体的に はどのようなものが対象となるのか。

会派に所属する議員には月額30万円(会派分12万円、議員分18 万円)、会派に所属しない議員には18万円が交付されている。

政務調査費は、調査研究活動に使う場合に限られ、事務所の経費や活動に係る移動の経費等がこれに該当する。また、支出した額を年度末に確定し、残余がある場合にはその分を返還している。

- 海外等へ視察を行う際の旅費も、その中から賄われるのか。視察については、別途予算措置を行っている。
- 議員は専任でなくボランティアでやるべきである。
- ・ 一般労働者の感覚からすると、議員報酬は高額である。
- ・ 特別職職員についても、一般職職員との均衡を踏まえ、人事委員会勧告にならって引下げを行うべきである。
- ・ 他の人口規模の類似する政令指定都市との比較においては、さいたま 市の報酬額は若干抑えられているので、引上げを行ってもよいのではな いか。
- ・ 市長は休みなく公務をこなしており、その責任及び職務の多様性を考慮して、もっと引き上げるべきではないのか。
- ・ 市の財政状況を見ると、さいたま市は政令指定都市の中でも比較的健 全な状況である。

- ・ これからのさいたま市に求められる役割を考えれば、額の引上げを行っても良いとは思うが、現下の経済情勢に鑑みると、据え置くのが現実的である。
- ・ 市長は非常に多忙であるが、副市長も含めて業務の見直しを行なった うえで給料の多寡を考えるべきである。
- ・ 常勤である市長、副市長と異なり、議員は非常勤であることから、議員報酬だけでも引き下げるべきである。
- ・ 平成19年度に特別職の報酬等の額を改定した際には、それまでの一般職職員の改定率の累積値を参考とした経緯がある。それを踏まえると、 平成20年度以降の改定率の累積値は、今回の 0.3%を加え、 0.76%となる。
- ・ 特別職職員の給料等の額を改定するに当たっては、明確な理由が必要であり、一般職職員の給与改定率を参考とするならば、相当程度の率が 累積された時期に改定すべきである。
- ・ 特別職職員の職務は、限られた任期の中で遂行されるものであること から、あまり小刻みに額を改定するのは馴染まない。ある程度の線を超 えたところで改定すればよいのではないか。
- 本年は震災のあった年であり、民間の実態はかなり深刻であるから、 痛みを分かち合う意味でも、引下げを行うべきではないか。
- ・ 一般職職員の給与改定率にならい毎年改定を行うとすると、小幅な改 定の際も実施しなければならなくなることから、今回は改定を見送るべ きである。
- ・ 3年から4年くらいの期間を一つの区切りとして、過去の一般職職員 の給与改定率や他の政令指定都市の改定状況等を考慮し、改定する必要 があるのではないか。

議題3 その他

特になし

(4) 意見集約

当審議会として、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、改定の方向性を市長に報告する。

会長による各委員の意見集約

- ・ 本市の市長の給料の額等は、人口規模の類似する他の政令指定都市と 比較した場合、その平均額を若干下回っている。
- ・ 特別職職員の給料等の額を改定するに当たっては、明確な理由が必要であることから、ある程度の率をもって改定すべきである。
- ・ 本年の本市人事委員会勧告において、一般職職員は月例給 0.3% の引下げ改定であったことから、一般職職員の改定率と同程度の引下げ をすべきとの意見もあるが、平成19年度に市長の給料の額等を改定し た際には、それまでの一般職職員の改定率を累積し、その値が一定程度

になったことにならって引下げを行った経緯を勘案すれば、現段階では 引下げをするまでには至っていない。

・ 一般職職員の給与改定率の累積及び他の政令指定都市の改定状況を考慮して、改定を行うべきである。

以上のことから、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等については、「改定を見送るべき」とし、報告書を作成する。

委員の意見・質問

特になし

(5) 閉会